平成20年度　府中市立あさひ苑　事業計画概要

前年の概況

1　東京都実地指導(9／7)があり、運営、利用者援助とも文書による指摘事項はなかった。但し、記録の充実やケアプランの具体性など、更に充実させる必要性の指導を受けた。ケアプランについては、更新分から内容の具体性に取組み、また記録については、マニュアルⅡの絡みの中で改善していく方向にある。
2　立川労働基準監督署による労働時間の適正な把握のための指導(9/18)を受け、時間外労働については実態把握を基に改善した。また使用者の講ずべき措置については、シフト勤務等の改善その他職場環境の整備に努めた。
3　情報公表・福祉サービス第三者評価を受審し、施設運営の現状把握が進んだ。
4　改修工事について－(1)事務所業務の効率化のために、事務所の改修工事を実施した。事業部門（支援センター中心）と事務局部門が別々の事務所となり、窓口業務は支援センター職員が担うことになった。(2)あさひ苑居場所作りプロジェクトにより、居心地の良い場所作りの検討及びユニットケアの推進、職員の業務動線等を検討した。この結果第1期工事として1階デイ部分の改修工事を3月から実施することになった。第2期工事の2・3階ホーム部分については、府中市の大規模改修工事との関係性の中で整備していく予定である。
5　法人マニュアルⅡの整備より、各事業の日誌・記録の運用がはじまり、制度上求められる項目と日常の記録の一体化が進んだ。
6　府中市に対して、「食の自立支援事業」及び「緊急ショートステイ」について、更なる充実を目指し提案した。食の自立支援事業については、次年度府中市のモデル事業的扱いで実施していくことになった。
7　人材確保難が続き、看護師及び介護職員について、人材派遣会社からの派遣職員の活用を図った。

重点ポイント

1　組織作り
事業ごとの責任体制の明確化を推進していくとともに、施設全体が地域福祉サービスの拠点となるよう総合力を高めていく。また、現場責任者とともに、収入とのバランスの中で組織作りを考える年度としていく。

2　人材育成
ますます厳しくなる経営環境の中で、本来の目的であるサービスの質の向上をはかるために一人一人の職員のレベルアップをOJTを柱にしながらはかる。また、施設内研修については体系立てて実施するとともに、各現場の意向を反映した内容を実施していく。更に情報の共有化をはかるために、外部研修参加者による研修報告会を実施する。

3　サービス向上
ケアプランに基づくサービス提供を実施するため、アセスメント→モニタリング→サービス担当者会議の居連の流れの中で具体性のあるケアプランを作成していく。

4　安心・安全がキーワード
ホーム・センター・支援センター全ての利用者に安心・安全をキーワードに援助を行う。

5　運営規準を遵守した運営を行う。

課題

1　事業ごとの責任体制の明確化を推進していくとともに各事業の業務補完体制進める。施設サービスと在宅サービスの分け隔てなく、施設全体が地域福祉サービスの拠点となるよう総合力を高めていく。
2　事業運営全般の見直し（業務内容・シフト・行事ほか）を実施し、制度上「しなくてはならないこと」法人の理念に照らして「せねばならぬこと」を整理して考え、またマニュアルⅡ等の活用により、現場負担の軽減を図るとともに、効率的に制度をクリアしていく。
3　サービスの質の向上
(1)ホーム：①居場所作りプロジェクトにより、日中の過ごし方、居場所作り、ユニット的ケアを推進する。②ケアプランに基づいた援助を展開するため、アセスメント→モニタリング→サービス担当者会議のサイクルの徹底と具体性のある計画作りをはかっていく。
(2)センター：①デイ改修工事により、プログラム、サービス提供時間帯等の変更を実施していく。③ショートステイの位置付けを在宅サービス部門に変更し効率的な業務体制を構築する。
(3)支援セ：①高齢者見守りネットワークの充実として、日中独居の方・認知症介護家庭の方などに対して、食事を提供する「食の自立支援事業」を府中市のモデル事業として実施していく。
(4)共通：①食事－真空調理・新調理プロジェクト推進を推進する。②看護－各職種と連携して感染症予防・褥瘡予防を充実させる。
(5)ヘルパー：あさひ苑地区・泉苑地区の業務統合化を進めていく。
4　後期高齢者の医療制度の情報収集と適切な対応に努める。

全体を通した考え方

1　府中市立の施設として地域の信頼に応えていく。また、地域の実態把握に努め、そのニーズを明らかにし、市の施策に反映させる努力をする。施設サービスと在宅サービスの分け隔てなく、施設全体が地域福祉サービスの拠点となるよう総合力を高めていく。

2　厳しい財政状況を乗り越えて、更なるサービスの質の充実を目指す。

3　相互に信頼できる組織の構築・人材の育成を図る。事業ごとの責任体制の明確化を推進していくとともに各事業の業務補完体制進める。

4　服装・態度・言葉遣いなどの基本的なマナーの徹底を図る。

5　口腔ケアをはじめとする五感のケアをすすめる。

6　シニアパワーの活用を意図したボランティア体制・就労体系を整備する。

7　運営基準を遵守した運営を行う。

8　従来の考え方にとらわれず、新たな発想で新たなチャレンジをする。

		対利用者	職員・業務
運営・管理	事務局担当	1 介護保険制度に対応するために、収入を把握し効率的で有効な予算管理を行うことにより、適切な財務管理を目指す。 2 介護保険と請求事務の充実 介護報酬請求業務の円滑化・サービス情報の共有化及び事務処理の効率化を図る。 3 諸規程を順守した適正な経理処理	1財務諸表の理解と適正な管理 2月次経営会議の開催 3固定資産、備品の管理
	サービス提供	1 サービスの質の充実 法人サービス自己評価、オンブズパーソン、福祉サービス第三者評価、情報公表等の内容を反映させサービスの質の充実を図る。①苦情対応・解決　②オンブズパーソンの取組み 2 利用者の安全安心な暮らしの確保　①事故防止・衛生管理　②防災・防犯	・法人サービス自己評価の取組み ・人材育成 ①新入職員研修　②現任研修　③準職員研修 建物設備管理業務
支援センター	在支	支援センター（第1地区福祉3年計画）・あさひ苑各部署との協働作業により総合相談を実践し、民生委員や市民活動との連携で地域ネットワークつくりをさらにを推進する。1　後期高齢者の実態把握：食事などに関して適切な生活支援を検討する。委託事業である食の自立支援事業を見守りネットワークに関連させて、日中独居者や重介護者家族への食サービス提供事業を展開する。2　独居・高齢のみ世帯や認知症高齢者をとりまく環境に対して積極的な支援を試み、虐待や介護放棄（自己放任を含む）の予防に取り組む。また、やすらぎ住宅や都営住宅などに点在する孤立者の支援を考える。 3　行政の事業を積極的に担う一方で、介護、介護予防、生活支援が公平に市民に供給されるように活動する。4　デイサービスやショートステイと連携し、認知症ケアの地域拠点として活動できるように、「認知症家族支援教室」を開催・実施する。	・見守りネットワークつくりの推進 ・認知症家族支援教室の開催
	居支	介護保険法の運営規準を遵守した適切な事業運営を行う。　1　困難ケースへの積極的な取り組み　　2　支援センター業務と連携し地域における介護保険サービスやその他の高齢者事業を支援する。3　事例検討会や担当地区ケア会議を通じて相談援助技術の向上に取組むとともに、個々の相談員の燃え尽き症候群予防に役立てる。	・事例検討会・担当地区ケア会議の開催
センター	デイ	1活動全般の見直しを行い、活動内容・提供時間など、利用者ニーズにこたえるようにして行く。 2通所介護計画書の充実・適正化を進めていくと同時に、マニュアルⅡとの連動で日々の記録を改善していく。また、アセスメント・モニタリングも適切に行っていく。 3地域デイ・推進事業はマイプランの作成を行い、今後の他サービスへの移行も視野に入れ、支援センターなど他部署との連携や、状態把握・精査に活用していく。 4入浴・運転業務に関して、更なる質の維持・向上を目指す。モニタリングを行い利用者、家族、関連部署からの情報を具体的にサービスへ反映していく。	・通所介護計画の充実 ・マニュアルⅡの活用 ・ｱｾｽﾒﾝﾄ・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ ・施設改修の安全な実施と移行 ・デイ活動時間の変更
	ショート	1 利用期間中の安全・安楽の確保 2 ショート利用者の居場所・日中の過ごし方の確立。 3 緊急ショートの受け入れを積極的に行い、地域の困難状況に敏速に対応する。	・デイと連携しての部署役割の確立 ・ケアプランの充実 ・ホームとの連携強化
	ヘルプ	平成20年度の大きな変更点→巡回型訪問介護のサービス提供時間の変更朝7：00～夜21：00までの14時間体制に変更する。　1 定期的なモニタリングを行い（月1回）訪問介護計画書に反映していく。 2 パート、登録ヘルパーの介護技術・質の向上に関して研修の充実を考え、計画的にプログラムを組み資格取得を目指しスキルアップを計る。 3 予防訪問介護に関しては引き続き、在宅生活が維持できるように支援センター、ケアマネと協働してサポートしていく。	・定期的なモニタリング ・計画の見直しの検討会開催 ・書類の整備 ・登録ヘルﾊﾟｰ・非常勤職員の研修
ホーム	２Ｆ・３Ｆ	1重度化・多様化していく利用者に対応し、更に寄り添えるケアの実践をめざす。①ユニット的ケアの実践：業務単位をフロア全体からユニットごとにシフトしていくことで、各利用者の実状に合った個別の介護提供を目指す。②ホーム全体での行事を縮小し、小グループ単位での動きの充実を図る。　③業務シフトの見直し・マニュアルⅡの活用により、職員間で利用者情報が正確に共有しできる環境を整備しケアプランとの連動を図る。 2心地よい居場所作り：19年度進めた環境整備を更に進め、プライベートエリア(セミ)・パブリックエリア(セミ)の区分けを明確にし、各利用者の望む居場所を提供する。利用者のニーズ・特性に合った居住空間のエリア分けを進める。ボランティアの協力も視野に入れ、個々の利用者に応じた日中の過ごし方を検討していく。3入浴・食事等、関連部門との連携入浴方法・時間の検討、食事提供方法の検討等、ホームでの生活の基本となる部分について根本から動きを見直し、利用者が本当にくつろげて、のんびり生活できるサービスを提供していく。	・利用者情報共有 勤務シフトの見直し 業務全般の見直し ・ケアプランの充実 個別ケアの充実 マニュアルⅡの活用 ・力のある組織作りのために 各役割の業務の再点検・確認
共通	看護・訓練	1重度化・高齢化していく利用者の健康管理の充実を図る。2通院の増加や入退院を繰り返す利用者もあり、家族の理解と協力を得ながら対応していく。また医師面談を適宜行う事で安心した生活が送れるように援助していく。3医療状況の変化に対応できるよう現状を把握して、対応策を検討していく。4感染予防対策を図り、衛生的な環境整備に取組む。　5各種会議を通し他職種との情報交換を密にし連携を図る。6他の医療職と協力し口腔ケアの充実、及び耳・眼の清潔を保ち安楽な生活の維持を図る。 機能訓練：　1生活場面での機能訓練について、介護員と連携して理解を深めながら、安全な機能訓練を実施していく。2転倒・転落の防止のために、環境整備等を各部署と協力して実施していく3褥瘡の予防について、体位変換や除圧の仕方等の研修会を実施する。4ターミナル期リハビリテーションについて実施方法等を確立していく	・看護業務マニュアルの整備 ・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議における連携 ・褥そうの予防における、体位変換と除圧の研修開催
	食事	1食事の基本は安心・安全な食事提供（衛生管理を含む）とし、日々の食事が五感のケア（見た目・味・香・音・食(触)覚）となるよう、メリハリをつける。（利用者の声に応え、食事の満足度を高める）　2利用者の体調・健康の個別管理を行う。　①毎月の体重測定と摂取量のバランスよりウエイトコントロールを行う　②入所・退院時等変化時の適切な食事提供の確認③食事形態の確立　3新調理システムの活用（①レシピ集の確立②食の展開に繋げる③各サービスの食提供の検討）	・新調理システムの活用 ・レシピ集の作成 ・個別栄養管理の作成